

技能実習

技能実習 制度概要

制度概要

詳細

制度趣旨

本国への技能移転

在留期間

最長5年(条件あり)

1号:1年以内 2号:2年以内 3号:2年以内

分野

90種類165作業

技能実習制度移行対象職種
作業一覧／入国在留管理庁
[https://www.mhlw.go.jp
/content/001165663.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/001165663.pdf)



対象者の要件

送り出し国で同種の業務に従事した経験を有する者
または特別な事情があるもの(介護の教育課程修了者など)

POINT

- ☑ 労働力の需給の調整の手段として行われてはならない(技能実習法第三条)
- ☑ 転職は原則不可
- ☑ 3年以内に廃止になる予定

技能実習 移行対象職種・作業一覧

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧 (90職種166作業)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業●	果樹
	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種10作業)

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	棒受網漁業△

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金
冷凍空調調和機器施工	冷凍空調調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工 石張り
タイル張り かわらぶき	タイル張り かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管 プラント配管
断熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事
	鋼製下地工事
	ボード仕上げ工事 ガーデン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウエルポイント施工	ウエルポイント工事
塗装	塗装
建設機械施工●	押土・整地 構込み 掘削 締固め
築炉	築炉

4 食品製造関係 (11職種19作業)

職種名	作業名
缶詰養殖●	缶詰養殖
	食鳥処理加工
加熱性水産加工 食品製造業●	節類製造
	加熱乾製品製造
非加熱性水産加工 食品製造業●	調味加工品製造
	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	調理加工品製造
	生食用加工品製造
	かまぼこ製品製造
水産練り肉処理加工業●	生豚部分肉製造
	生豚精肉商品製造△
ハム・ソーセージ・ベーコン 製造	ハム・ソーセージ・ベーコン 製造
	パン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転●	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
織布運転●	準備工程
	製織工程
	仕上工程
染色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
下着類製造●	下着類縫製
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造 タフテッドカーペット製造 ニードルパンチカーペット 製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ縫製
座席シート縫製●	自動車シート縫製

6 機械・金属関係 (17職種34作業)

職種名	作業名
鋳造	鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マニングセンタ
	金属プレス
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶液亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ	陽極酸化処理
	治工具仕上げ 金型仕上げ
機械検査	機械組立仕上げ
	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て
プリント配線板製造	開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作
	プリント配線板設計 プリント配線板製造
アルミニウム圧延・押出製 品製造●△	引抜加工 仕上げ
金属熱処理業●	空炉熱処理 表面熱処理 (浸炭・浸炭窒 化・窒化) 部分熱処理 (高周波熱処理・ 炎熱処理)

7 その他 (21職種38作業)

職種名	作業名	
家具製作	家具手加工	
印刷	オフセット印刷 グラビア印刷●△	
製本	製本	
	プラスチック成形	圧縮成形 射出成形 インフレーション成形 ブロー成形
	強化プラスチック成形	手積み積層成形
	塗装	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装
溶接●	手溶接 半自動溶接	
工業包装	工業包装	
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き 印刷箱製箱 貼箱製造	
陶磁器工業製品製造●	段ボール箱製造	
	機械ろくろ成形 圧力鋳込み成形 パッド印刷	
自動車整備●	自動車整備	
ビルクリーニング	ビルクリーニング	
介護●●△	介護	
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ	
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造	
宿泊●△	接客・衛生管理	
RPF製造●	RPF製造	
鉄道施設保守整備●	軌道保守整備	
ゴム製品製造●△	成形加工 押出し加工 混練り圧延加工 複合積層加工	
鉄道車両整備●	走行装置修繕・解体装 空気装置修繕・解体装	
木材加工●△	機械製材	

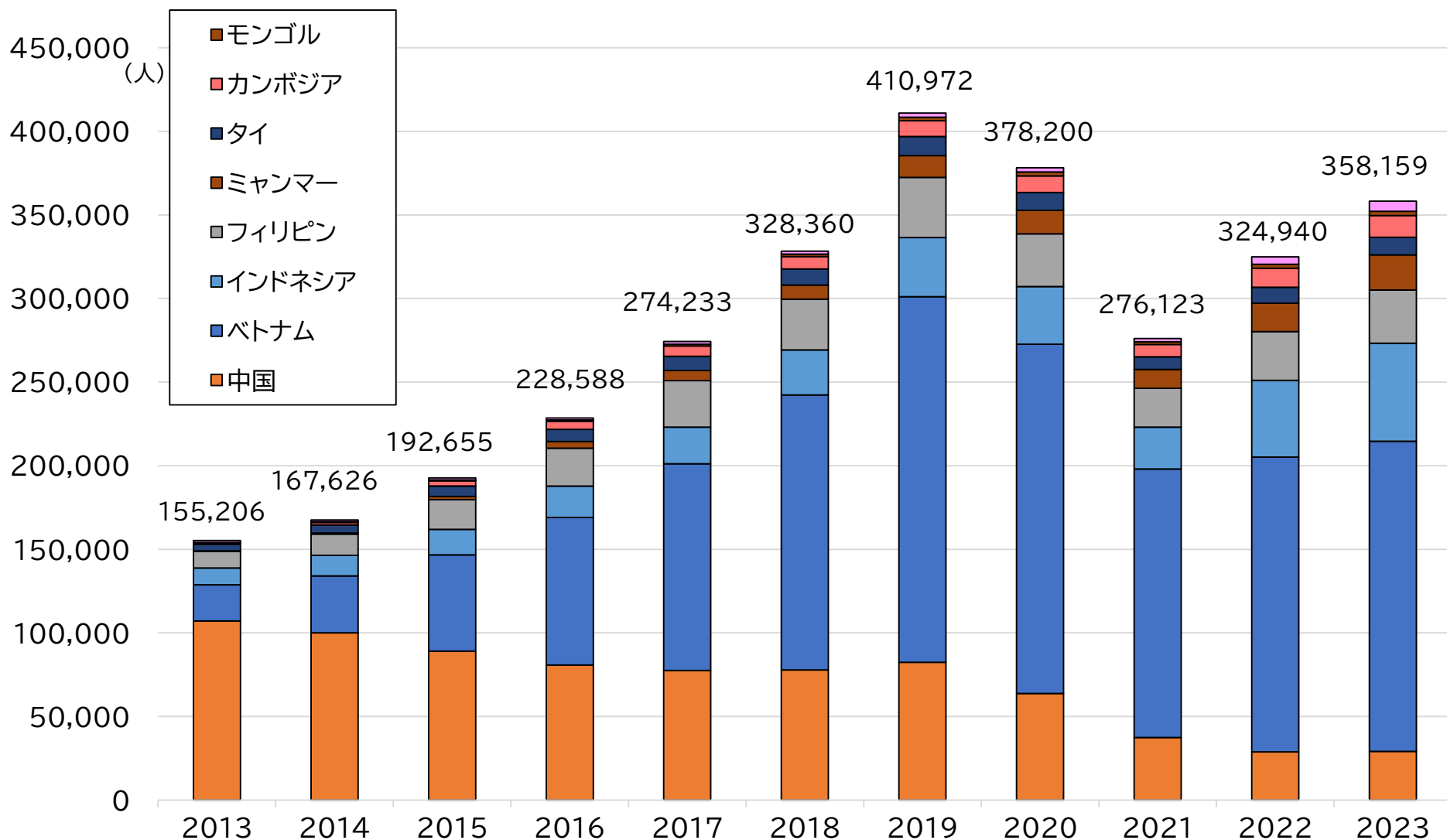
○ 社内検定型の職種・作業 (2職種4作業)

職種名	作業名
空港グラウンドハンドリング●	航空機地上支援 航空貨物取扱 客室清掃△
ホイラーメンテナンス●△	ホイラーメンテナンス

(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種
(注2) △のない職種・作業は3号まで実習可能。

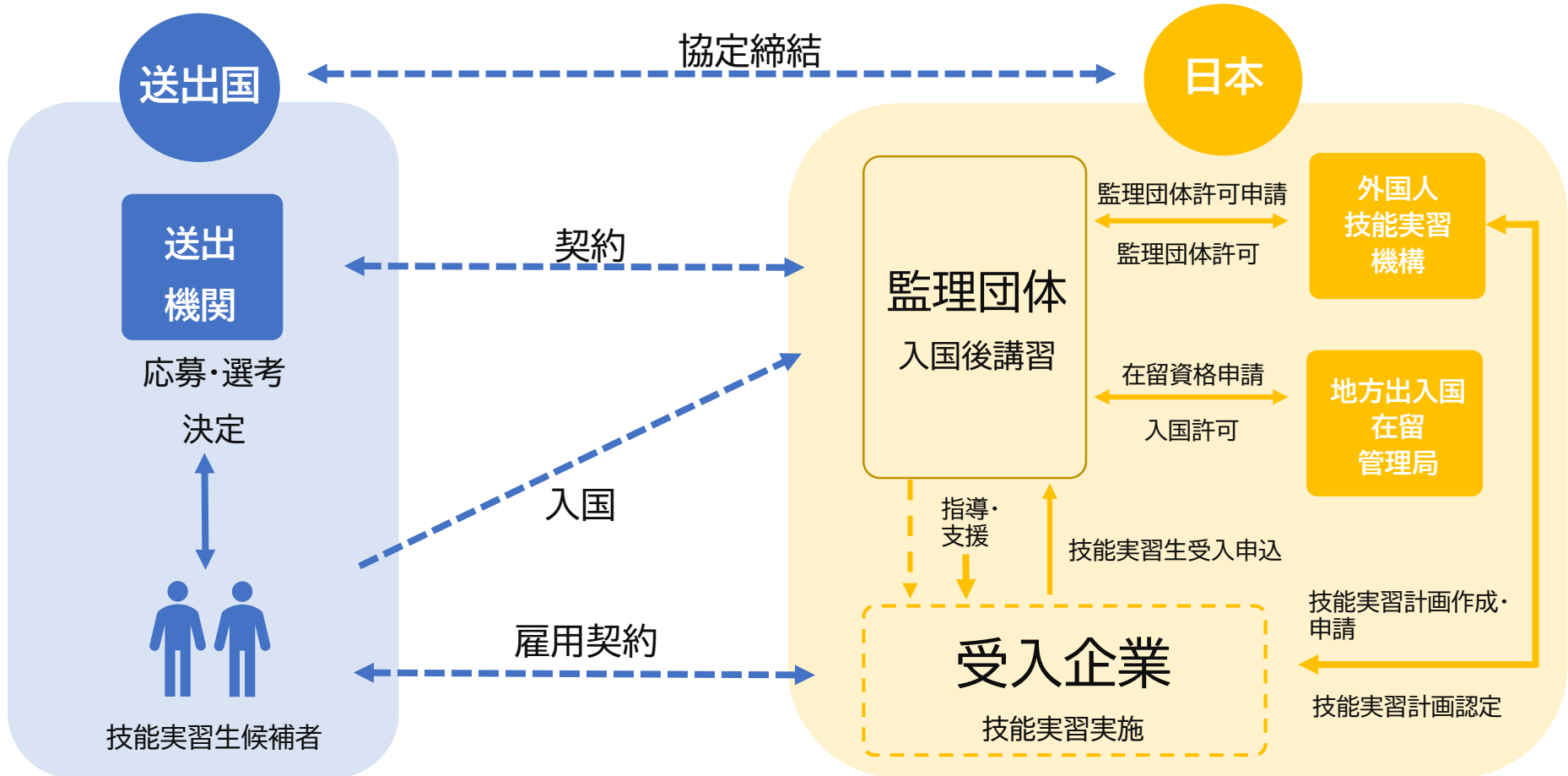
(令和6年8月1日時点)

技能実習 人数推移 (国籍別)



参考:出入国在留管理庁「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表」令和5年6月末

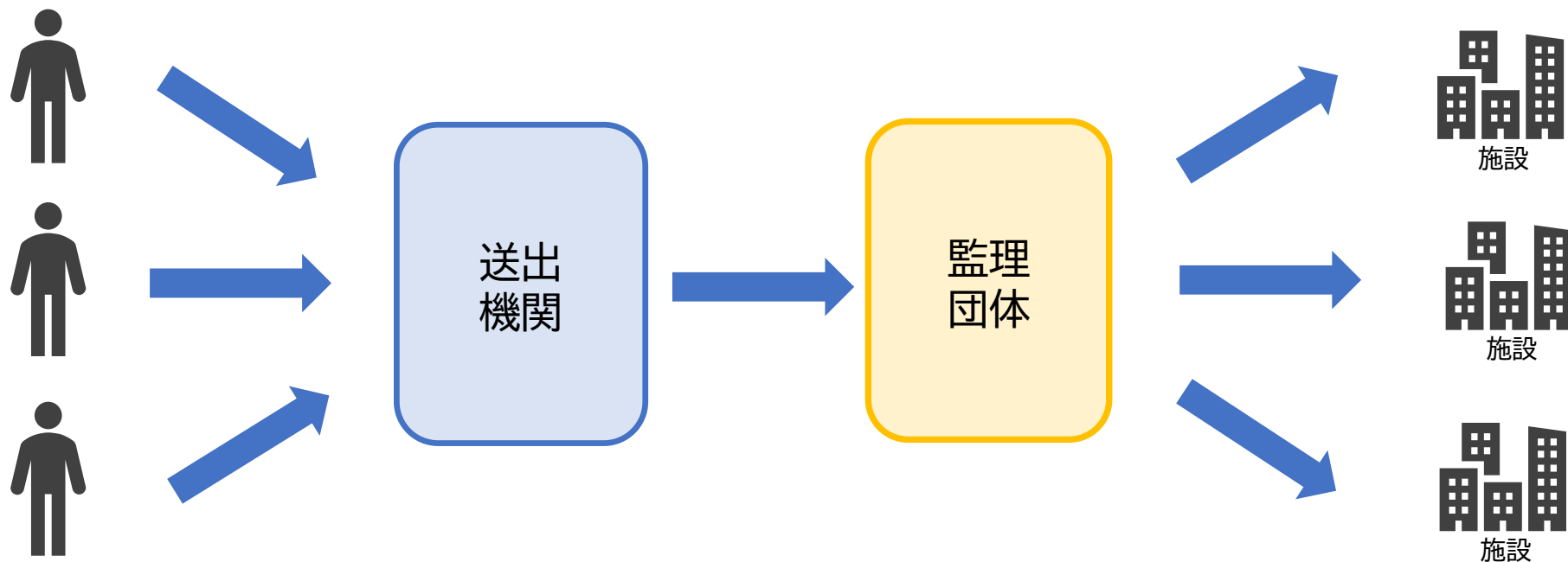
技能実習制度(団体監理型)の仕組み



技能実習の仕組み(イメージ図)

海外

日本



信頼できる監理団体に相談する

監理団体を選ぶポイント！

- 監理団体の役割を適切に行っているか
- 受入予定職種、作業、国の実績が豊富か
- 技能実習制度や関連法令に精通しているか

お問い合わせ先

外国人技能実習機構
監理団体一覧



https://www.otit.go.jp/search_kanri/

特定技能

特定技能 制度概要

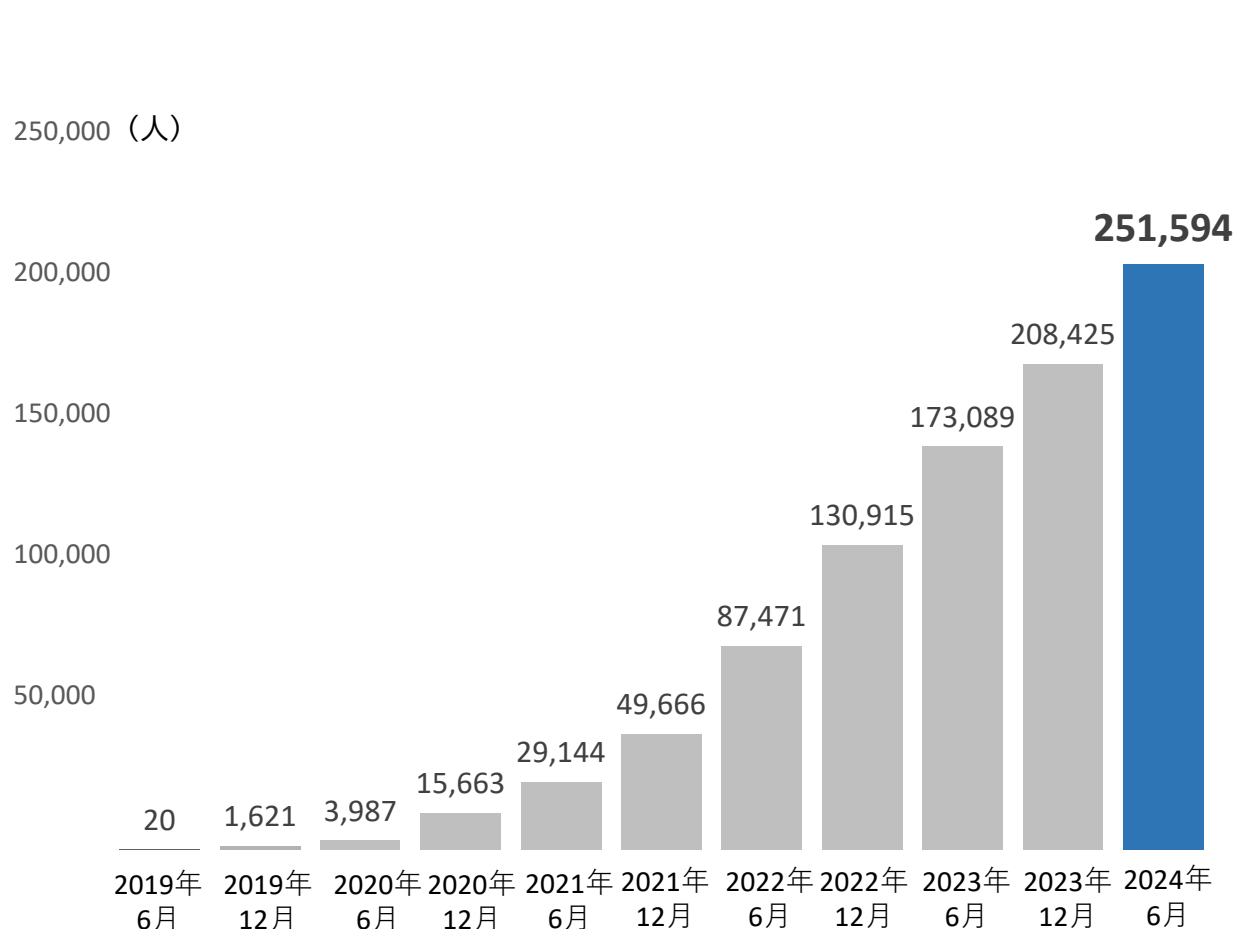
制度概要	詳細
制度趣旨	一定の専門性・技術を有し即戦力となる外国人を受け入れる
在留期間	1号：最長5年 2号：更新の上限なし
分野	16分野 (介護、飲食料品製造業、外食業、建設、農業、自動車整備、航空、自動車運送業、鉄道、工場製品製造業、造船・船用工業、漁業、林業、宿泊、ビルクリーニング、木材産業)
対象者の要件	技能試験・日本語能力試験N4などの合格者 技能実習2号を修了した外国人は試験免除

POINT

- ☑ 転職が認められている
- ☑ 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象
- ☑ 新たな制度との調和を図りつつ、引き続き活用されていく方向

特定技能 人数推移 (特定技能1号)

特定技能1号在留外国人数 **251,594人**

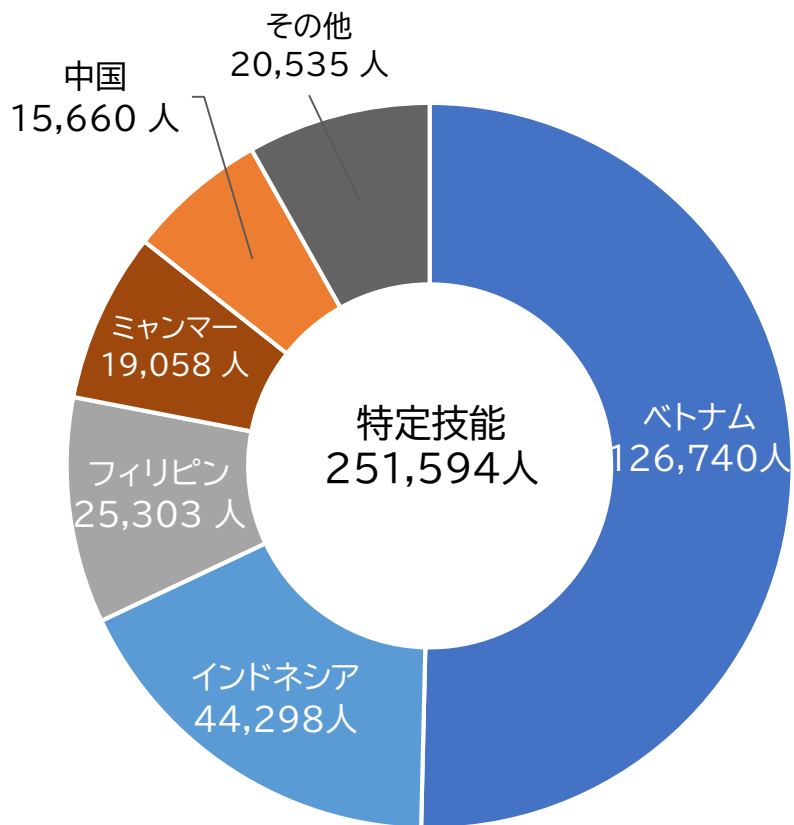


分野	人数
飲食料品製造業	70,202人
工場製品製造業	44,044人
介護	36,719人
建設	31,853人
農業	27,786人
外食業	20,308人
造船・船用工業	8,703人
ビルクリーニング	4,635人
漁業	3,035人
自動車整備	2,858人
航空	959人
宿泊	492人

※令和6年3月29日より自動車運送業、鉄道、林業、木材産業が追加

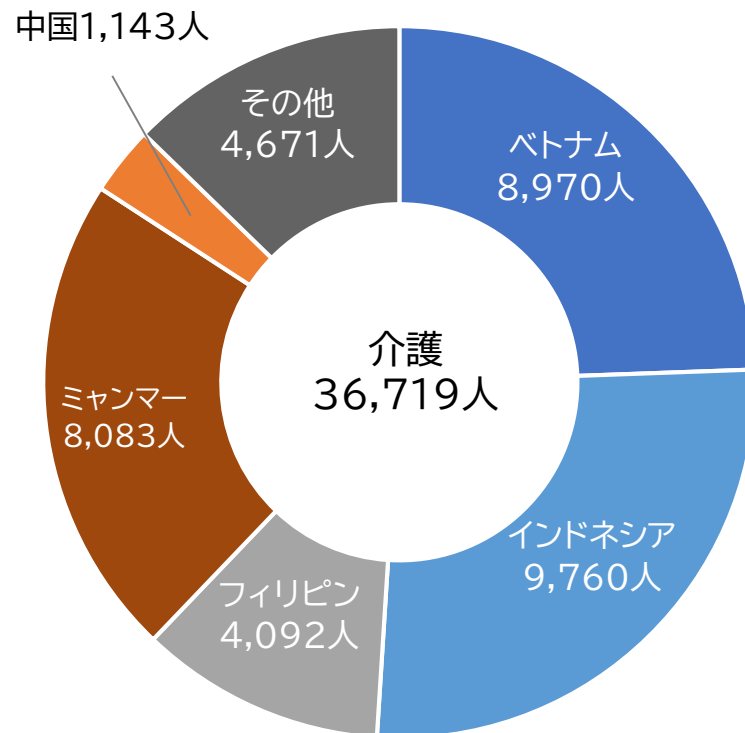
特定技能 国籍別（全職種・介護）

全職種



出典:出入国在留管理庁 令和6年6月末時点

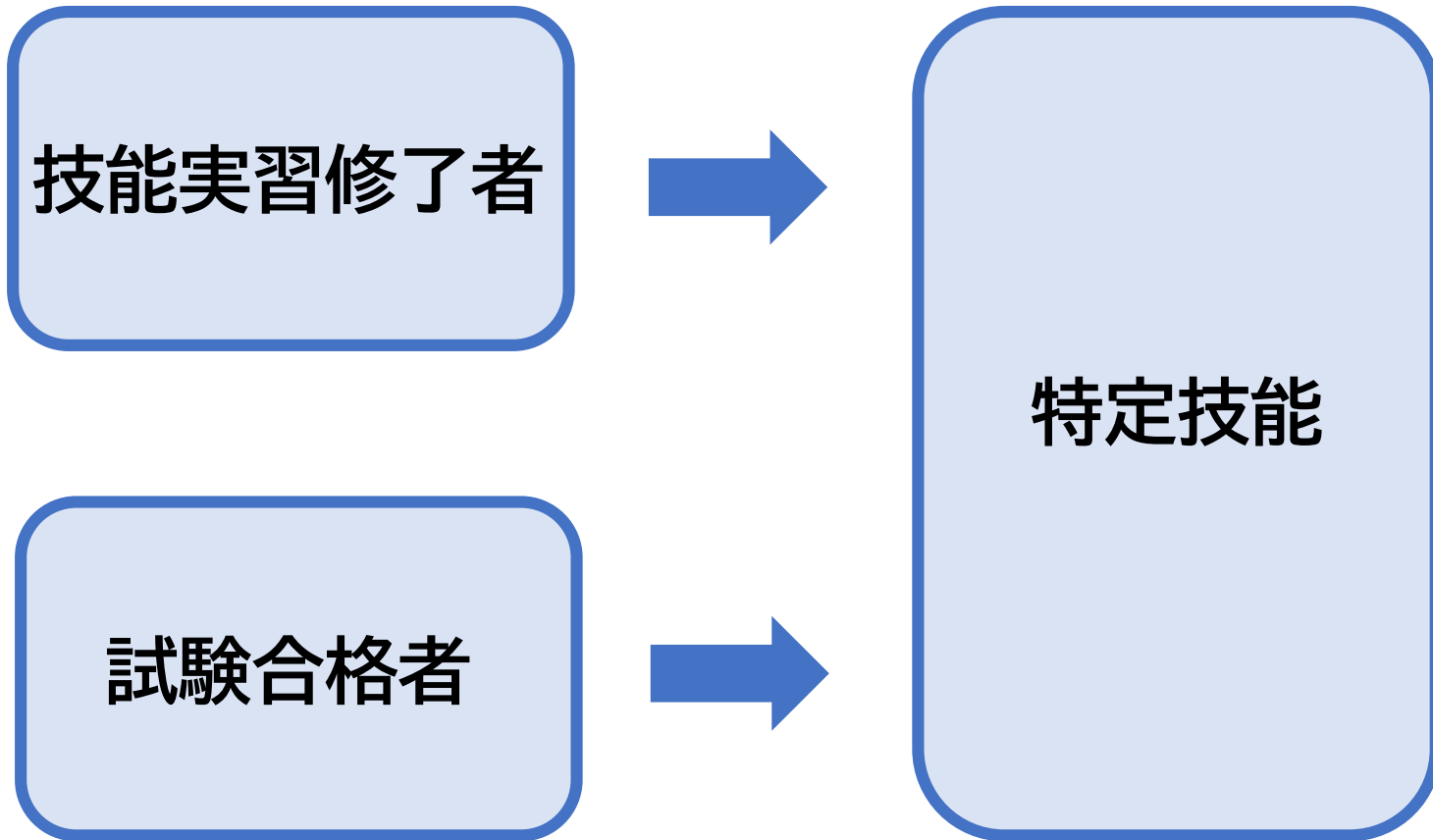
介護



出典:出入国在留管理庁 令和6年6月末時点

特定技能 対象者の要件

特定技能には2つのルートがある



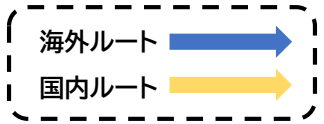
特定技能 介護試験の実施状況

試験会場	試験科目	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
合計	技能試験(※1)	3,493	2,918	83.5
	日本語試験(※2)	4,779	2,284	47.8
日本国内	技能試験	782	565	72.3
	日本語試験	779	338	43.4
フィリピン	技能試験	98	76	77.6
	日本語試験	195	52	26.7
カンボジア	技能試験	40	38	95.0
	日本語試験	52	29	55.8
ネパール	技能試験	263	199	75.7
	日本語試験	514	119	23.2
インドネシア	技能試験	431	373	86.5
	日本語試験	1,065	450	42.3
モンゴル	技能試験	12	11	91.7
	日本語試験	20	7	35.0
ミャンマー	技能試験	1,448	1,415	97.7
	日本語試験	1,761	1,150	65.3
タイ	技能試験	43	38	88.4
	日本語試験	63	31	49.2
インド	技能試験	118	73	61.9
	日本語試験	115	25	21.7
スリランカ	技能試験	182	85	46.7
	日本語試験	150	67	44.7
ウズベキスタン	技能試験	5	5	100.0
	日本語試験	6	1	16.7
バングラデシュ	技能試験	60	31	51.7
	日本語試験	59	15	25.4
ベトナム	技能試験	11	9	81.8
	日本語試験	0	0	0

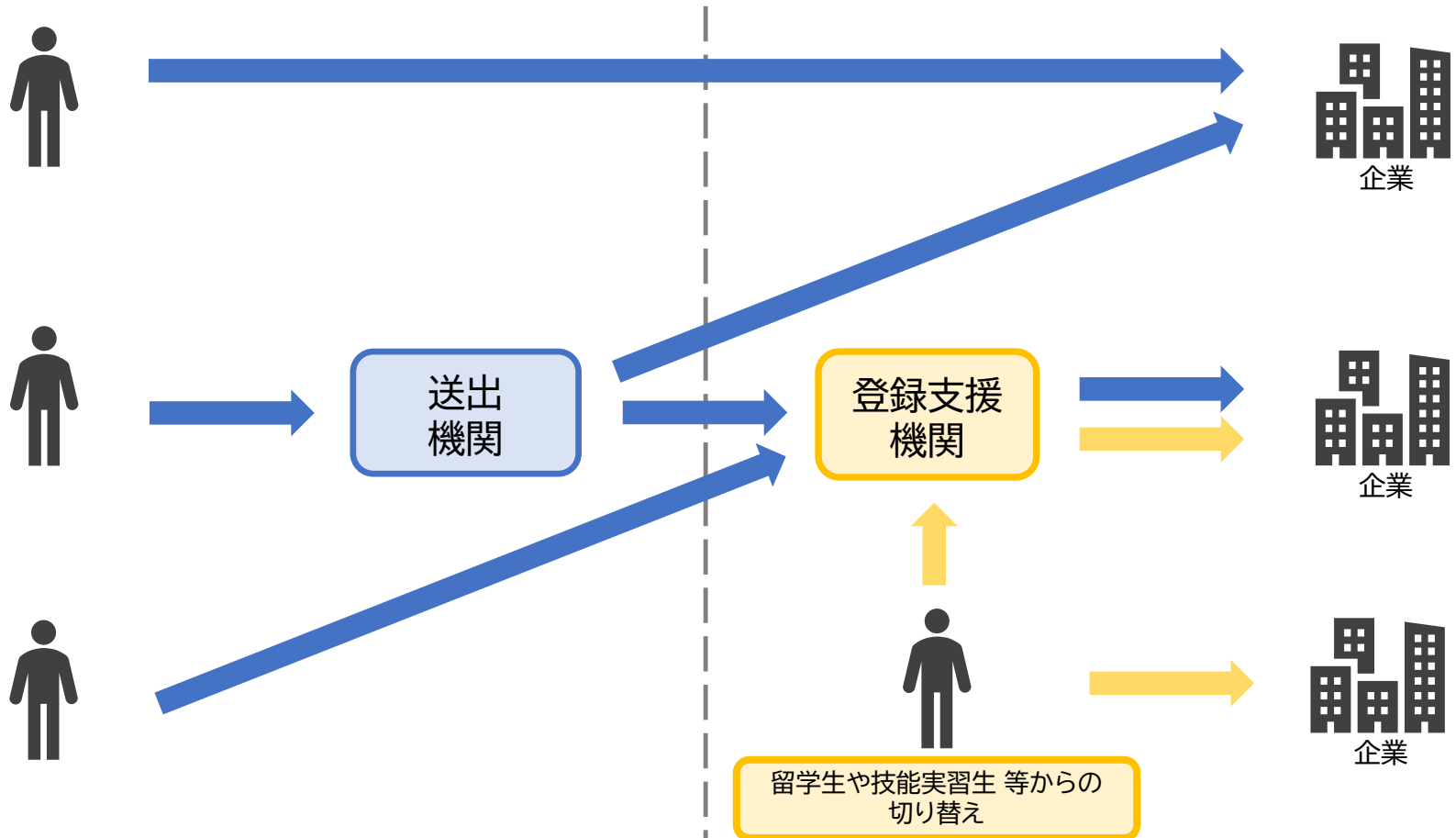
特定技能 採用の方法

海外

日本



送出し方法が国によって異なる(二カ国間協力覚書)



参考:JITCOホームページ

特定技能 法定支援内容

①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



特定技能 お問い合わせ先

信頼できる登録支援機関に相談する

登録支援機関を選ぶポイント！

- 登録支援機関の役割を適切に行っているか
- 特定技能の制度や関連法規に精通しているか
- 人材紹介の免許を取得しているか(人材を紹介してもらう場合)
- 外国人支援の実績があるか

お問い合わせ先

出入国在留管理庁
登録支援機関一覧



https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00205.html

育成就労について

育成就労制度の概要

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定**し、これを**受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

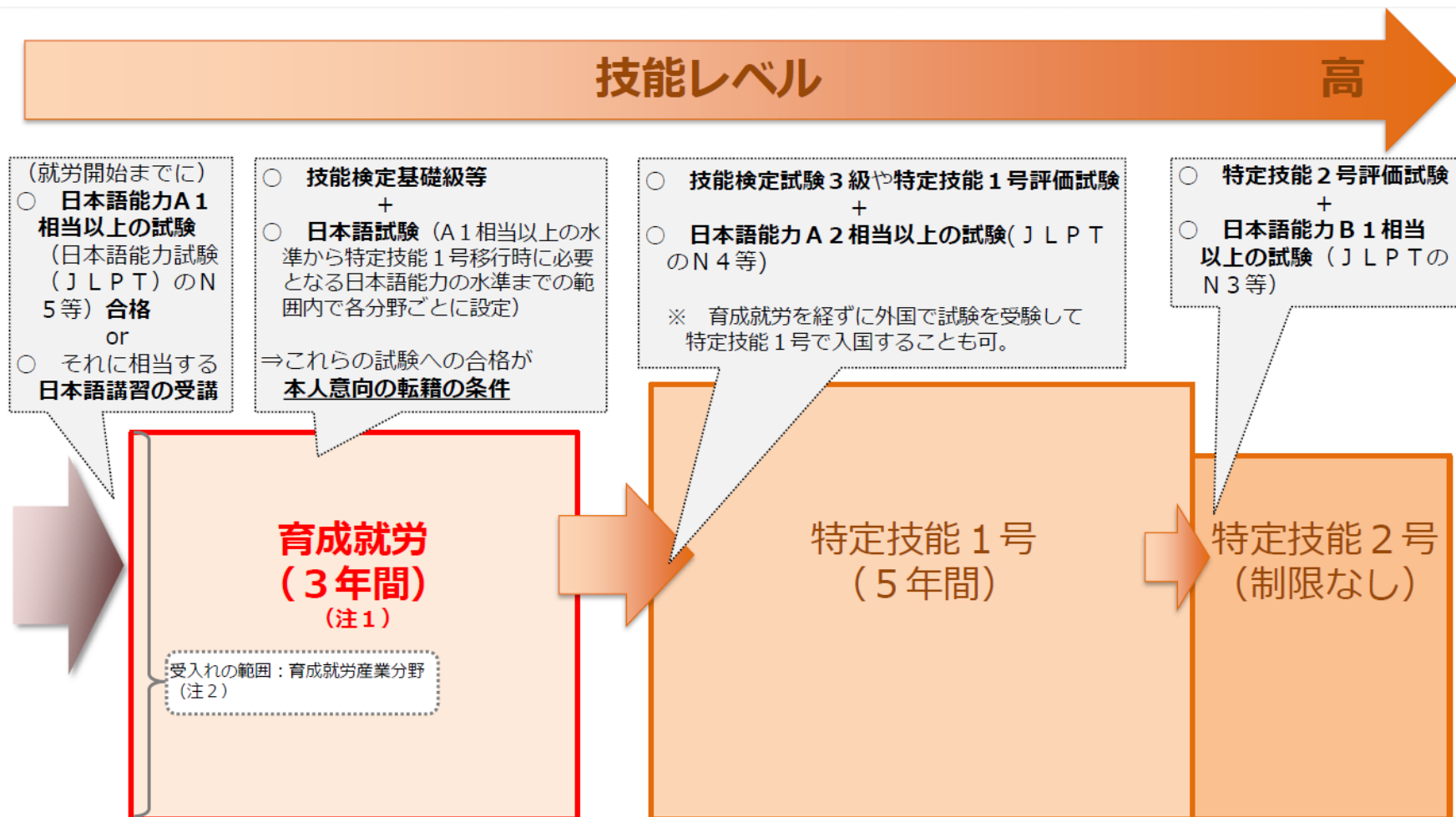
監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や**送出国に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入**など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

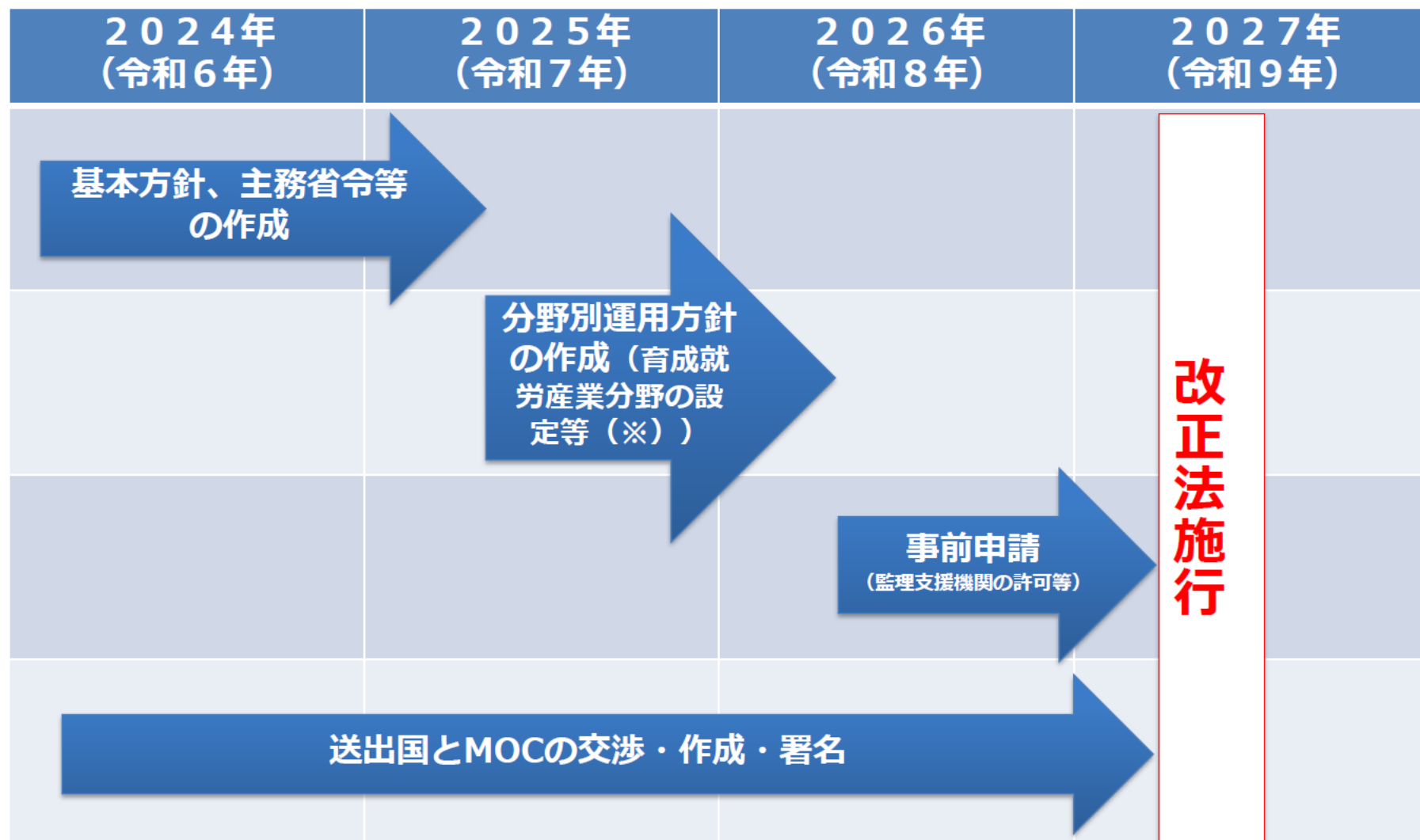
育成就労制度及び特定技能制度のイメージ



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

施行までのスケジュール(予定)

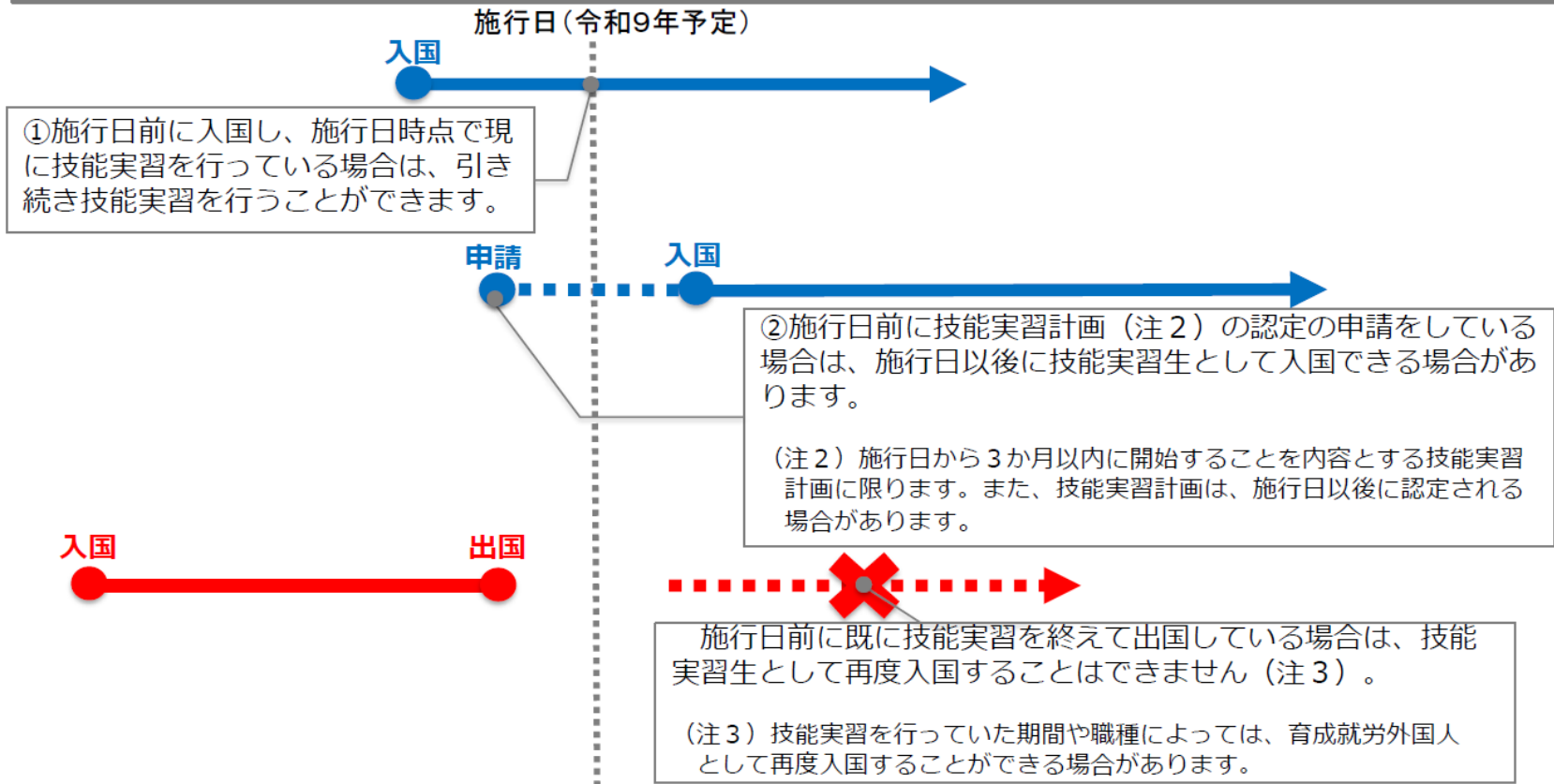


※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

技能実習に関する経過措置のイメージ

下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能**であり、要件を満たせば、**次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます**（注1）。また、この場合には、**技能実習制度のルールが適用**され、**技能実習から育成就労に移行することはできません**。

（注1）施行日時点で技能実習1号で在留する方は技能実習計画の認定を受けた上で技能実習2号への移行ができますが、施行日時点で技能実習2号で在留する方の技能実習3号への移行については、一定の範囲のものに限られます。



Q&Aと参考

◆育成就労制度の概要

出入国在留管理庁

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001421922.pdf>



◆育成就労制度・特定技能制度Q&A

出入国在留管理庁

https://www.moj.go.jp/isa/applications/faq/ikusei_qa_00002.html



◆参考

キャリアバンク海外事業部コラム
「育成就労では転職が多発するのか!?」(水田執筆)

https://www.careerbank-itnl.jp/gaikokujinkoyou_ikusei/

